

令和6年度第1回倶知安警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和6年6月28日（金）午前10時30分から午後0時05分までの間

2 開催場所

倶知安警察署 会議室

3 出席者

(1) 協議会委員 6人（定員8名）

会長 飯田 憲司

副会長 高木 智美

委員 首藤 一幸、クリスファー ジョージ ヒツカリク、藤堂 智子、中野 ゆう子

(2) 警察署 10人

署長 丹羽 晃

副署長 松本 孝志

警務課長 住瀬 登（庶務担当）

会計課長 佐藤 正隆 生安課長 福士 大介 地域課長 小林 幸司

刑事課長 小松 道博 交通課長 加藤 貴公 警備課長 前野 寛人

警務係長

4 協議会内容

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 署長挨拶

(4) 業務概況説明（令和6年5月末）

ア 刑法犯の認知状況

イ 警察安全相談等の受理状況

ウ DV・ストーカー・児童虐待事案の取扱状況

エ 交通事故の発生状況

オ 主要な事件検挙（令和6年1月から6月）

(5) 話題

ア 警察官採用の取組（警務課長）

イ 特殊詐欺の現状と対策（生活安全課長）

ウ 交通死亡事故の状況（交通課長）

(6) 質疑・応答

【委員】

今年4月から自転車に関する道路交通法の改正があり、その中で、

① 自転車に乗りながらスマホを見た場合

② 16歳の者が、それら違反をした場合

③ 自転車で飲酒運転をした場合

の罰則や罰金について教えてもらえますか。

【交通課長】

自転車に乗り、スマホを手に持ちながら運転する行為は片手運転になるので、違反になります。

また、16歳の者の違反であっても、扱いについては成人と一緒にになり、事件の書類としては、成人であれば検察庁に送致、16歳等の少年事件であれば家庭裁判所に送致されることとなります。

【委員】

高齢の方が乗る電動カートがあると思いますが、例えば車両と同じ扱いになるのか、自転車と同じ扱いになるのか、それとも、歩道上を走るので、歩行者扱いになるのかを教えてくださいませんか。

【署長】

一般の御年配の方が乗っているような速度が出ず、規格内の電動カートについては、歩道上を走行しても、道路交通法上の扱いについては、歩行者という扱いになります。

【交通課長】

いま当署長から説明がありましたように、電動カートの車体の大きさが規格内のもの、時速が6キロを超える速度が出せないもの、鋭利な突起物等がないもの、国家公安委員会に型式認定を受けたものなどの諸要件を満たせば、歩道上を走行することができます。

【委員】

先程の話題の「交通事故の発生状況」の中で、令和3年度の交通事故総件数522件のうち、外国人の件数が51件であるのに、令和5年度の交通事故総件数1,024件のうち、外国人の件数が456件と大きく増えているのには、どのような理由が考えられますか。

【交通課長】

令和3年度は、コロナ禍の影響もあり、当署管内への外国人の旅行者が全体的に少なかったのかもしれない、それに変えて、昨年となる令和5年度は、コロナ禍も明けて、外国人旅行者が急激に増え、それらの方がレンタカーを運転することや、特に冬期間の雪道運転に慣れていないこともあり、件数が急増したものと考えられます。

【委員】

日本に旅行で来た外国人が運転する際に、日本の交通ルールがわからないことや、雪道運転の経験がないことで、事故が増えていることは理解したので、それであれば、千歳空港のレンタカー会社の方が、貸し出す際に、交通ルールや雪道運転の注意点について教えてあげるのはいかがでしょうか。

【副署長】

いまお話のあったとおり、外国人の方は、千歳空港でレンタカーを借りる方が非常に多く、千歳空港付近は比較的、雪も少ないため、運転を始めた当初は冬道もなんとか運転ができるものの、当署管内の二セコに来た場合に、坂道があることや、雪の量も多く、いままでに経験したことのない路面でブレーキを掛けても止まらずに事故が起きている現状もありますので、その点について、俱知安警察署管内の事故対策だけでなく、千歳空港周辺のレンタカー会社に対する対策も大事であると考えております。

【委員】

外国人の方は、そもそも飲酒運転が禁止というルール自体が分かっていない者がいるので、その点の対策については、どのようなことをやっているのでしょうか。

【交通課長】

現在、当署の施策としては、私の方で、二セコ町のホテルに行き、社員の方に対し、日本の交通ルールをホテルのお客に伝えてもらうよう依頼しているところであることや、口頭で言っても伝わらないこともあるので、各種資料の素材を提供するなどして、申入れをしているところであります。

その他にも、アルコールを置いている管内の飲食店にも、飲酒運転禁止のポスターを配布するために、現在、英語表記のポスターを作成中であります。

【委員】

先日、私の携帯電話に電話が掛かってきて、電話番号を見ずに出てしまった際に、「あなたの〇〇の料金が未納です。法的措置を執ります。」のようなことを言われ、私はこれは詐欺だなと分かったので、直ぐに電話を切ったことがありました。

そして、その後、着信のあった番号を見たところ、番号の最初に「プラス」がついており、そのような番号は、外国からの電話だと聞いたことがあったのですが、その点、教えてもらっていいでしょうか。

【生活安全課長】

はい、国によって番号が指定されており、プラスの後の番号で国が分かります。

身に覚えのない、そのような外国から来た電話については、特殊詐欺の可能性も多分にあるので、電話に出ないという判断も良いと考えます。

【署長】

いまの説明に加え、「184」の非通知で電話が掛かってくるパターンもあります。

実際に、私の電話にも掛かってきたことがあり、その際に、電話に出なかったときには、留守番電話に、AIの音声で同様のメッセージが残っていたこともあるので、そのような非通知で掛かってくる電話にもご注意ください。

5 次回の開催予定等

- (1) 開催日 令和6年9月（令和6年度第2回）
- (2) 議題 業務概況説明、山岳遭難関係等